

写

13町監第268号の3  
2014年3月6日

請 求 人 様

町田市監査委員	小 西 弘 子
同	木 下 健 治
同	佐々木 智 子
同	佐 藤 伸一郎

町田市住民監査請求監査結果通知書  
(町田市職員措置請求について)

2014年1月17日付けで請求のあった標記のことについて、地方自治法第242条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

# 第 1 請求の受付

## 1 請求人

(略)

## 2 請求書の提出

2014年1月17日

## 3 請求の内容

### (1) 主張事実

町田市立公園駐車場の有料化事業は、不当な運営により赤字を垂れ流し、受益者負担制度に反対する政治勢力に論拠を与え、制度の根幹を揺るがす事態を引き起こしている。

また、事業発足に当たり公益社団法人町田市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に市長名で協力を要請し、他の業務からも引き抜いて人員を確保させておいて、一方的に職場を縮小し何らの代償措置もなされていない。この高齢者軽視は、市の福祉行政の姿勢を疑わせる。

以下、請求要旨を述べ、措置を請求する。

行為者は、公園管理について市長権限を分掌する都市づくり部公園緑地課の職員である。

行為者は、市長の受益者負担制度導入の方針に従い、市立公園駐車場の有料化を計画し、市議会に「町田市立公園条例の一部を改正する条例」を提出した。平成23年（2011年）12月議会第95号議案は「受益者負担導入、不正駐車・長時間駐車防止」の方向性はともかく、過大投資、採算の悪さを指摘されて継続審議、撤回となった。平成24年（2012年）3月議会第60号議案が承認された際には「3つの駐車場は黒字、全体で数百万の黒字」と説明し、収益金の使途も議論された。

このとき提出された収支試算は、2011年11月に一部の駐車場で実施した3日間の調査を根拠に行われたことが、平成25年（2013年）9月の建設常任委員会でも明らかになっている。

行為者は、この収支試算を基に、設計委託費等7,139千円、プレハブ料金所設置工事費16,560千円、防犯カメラ設置工事費10,615千円、レジ購入費13,570千円、小計47,884千円を直接に投資した。案内の看板・標識設置、ライン引き直し等は公園整備費に溶け込み分別できないが、1,000万円では利かなくとも思われ、設備投資の合計は6,000万円を上回るものと思われる。

現時点は、投資から1年以上経過しているため措置を請求することはできないが、回収不能な不良資産として現存している点で、措置請求の対象となりうると思われる。

行為者が試算の根拠として設定した料金表は、最初の1時間30分無料、1時間を超え2時間まで50円、2時間を超えると150円、以下30分ごとに50円、

1日最大800円というものである。普通に商売をした人なら誰でも「2時間以内、できれば1時間30分以内に出る」という消費者行動を予想するが、この料金体系は、消費者心理を無視したお役所仕事の典型である。この料金表にこだわり、本来もうかる駐車を、わざわざ赤字にしているのは不当な管理であり、行為者は制度の根幹を揺るがしている。

この不当な管理によって、2012年度に1,000万円、2013年度上期に3,000万円の赤字が既に生じており、2013年度下期の赤字を900万円に抑えても通期では3,900万円の赤字になる。

2014年度以降は、毎年少なくとも1,800万円の赤字が続き、2012～2016年度の5年間で見ると1億200万円の赤字になる。これに回収不能の設備投資約6,000万円をオンすれば合計1億6,000万円以上の損害となる。本来もうかる駐車をわざわざ赤字にし、市に損害を与えているのは不当である。

私ども料金徴収事務従事者は、長年の経営体験から、消費者心理を無視した料金設定では「無料の客ばかり。赤字は必至」と最初から思った。事実、情報公開された薬師池公園4駐車場の1～7月101,323台のうち、1時間30分以内（無料）が71.4%、2時間以内（50円）が12.9%で、2時間以上は15.3%であった。その後の情報公開で、全ての駐車場の収入票と経費内訳を示してもらったところ、有料運動施設のある公園は長時間駐車が多く、全てが薬師池公園のようではないが、合計でも無料62%、50円11%、2時間以上27%であった。

それでも私たちは「高齢者を働かせれば自己管理で医療費、介護費が減る」のも善政と感謝して働いてきたが、赤字を理由に職場を奪われ何らの代償措置もないのは不当と考える。

駐車場料金問題の本質は、執行部が、①不十分な調査を基に、②お客様の心理を無視した料金を設定し、③あり得ない収支試算を基に設備投資を行い、④シルバー人材センターに百名近い労務提供を依頼し、⑤運営を開始した結果、予想どおりの赤字を生じ、⑥叱られた結果、従事者へのしわ寄せでその場逃れを図ったが、⑦黒字化、設備投資回収の目途は立たないことにある。

## (2) 措置要求

次の理由により、世間の常識に沿った料金体系の設定により、黒字化を図り公園活性化の財源とするよう求める。また、シルバー人材センターに対する信義を守り、必要な代償措置を講じるよう求める。

ア 頭からいくらというのが世間の常識で、多くのお客様は入り口で小銭を用意している。近隣でも「こどもの国」の入場料900円は論外としても、量販店付属を除けば、公的駐車場で無料時間帯があるものは少ないと思われる。

イ 公園駐車場のお客様は、市民主体でも、公園利用客専用でもない。市民の税金で外部のお客様に便宜を図ることは不当である。

1年間の従事中に常時入り口でナンバーを見ているが、多摩ナンバー（隣接市も多摩ナンバーである）4割、近隣ナンバー（横浜、川崎、相模、湘南、八王子など）5割、県外ナンバー1割で、特に、桜・牡丹の時期や春・秋の連休中は遠隔地ナンバーも目立った。

また、近隣に有料駐車場もないので、私学の運動会の日には品川ナンバーで一杯になり、地域の球技大会の日も何度も満車になった。帰省客の夜明かしもあった。

ウ 試算した結果、2時間まで200円、以降30分ごとに50円、最大900円という料金表を設定すれば、確実に黒字となり、公園活性化の財源も生まれる。犬の散歩などで繰り返し利用する市民もいるが、そのような場合は住所確認の上、次回200円の優待券を渡せばいいと考える。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

公園駐車場有料化に係る公金の支出を監査対象とした。

### 2 監査対象部課

都市づくり部公園緑地課を監査対象とした。

### 3 証拠の提出及び陳述等

自治法第242条第6項の規定に基づき、2014年1月28日に請求人の陳述の聴取を行った。請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### 4 監査対象部課に対する事情聴取

2014年1月22日に都市づくり部公園緑地課に対して事情聴取を行った。  
また、同月28日に財務部財政課に対して参考意見の聴取を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 判断

本件請求において請求人は、シルバー人材センターに対する信義を守り、必要な代償措置を講じることを求めているが、代償措置を講じ公金の支出をした事実はなく、市に損害は生じていないことから、本措置要求は、住民監査請求の対象ではない。

よって、本件請求において請求人は、公園駐車場有料化事業において赤字を発生させ、市に損害を与えていることは不当であると主張していると解するところである。

しかし、本事業については、2013年12月24日に同様の住民監査請求がなされており、本事業の違法性、不当性及び損害発生の有無については、2014年2月21日付け13町監第244号の3により監査委員の判断を示したところである。本件請求について、この判断を変更する事情は認められないため、既に公表した監査結

果をもって本件請求の監査結果とする。

## 資料（町田市職員措置請求書）

### 町田市職員措置請求書

町田市営公園駐車場事業は、不当な運営により赤字を垂れ流し、受益者負担制度に反対する政治勢力に論拠を与え、制度の根幹を揺るがす事態を引き起こしています。

また、事業発足にあたりシルバー人材センターに市長名で協力を要請し、他の業務からも引き抜いて人員を確保させておいて、一方的に職場を縮小し何らの代償措置もなされていません。この高齢者軽視は、市の福祉行政の姿勢を疑わせます。

以下、書式に従い、請求要旨を述べ、措置を請求します。

#### 1 請求の要旨

行為者は、公園管理について市長権限を分掌する都市づくり部・公園緑地課の職員です。

行為者は、市長の受益者負担制度導入の方針に従い、市立公園駐車場の有料化を計画し、市議会に条例案を提案しました。23年12月議会第95号議案は、「受益者負担導入、不正駐車・長時間駐車の防止」の方向性はともかく、過大投資、採算の悪さを指摘されて継続審議、撤回となりました。24年3月議会第60号議案の承認を頂いた際には、「3つの駐車場は黒字、全体で数百万の黒字」と説明され、収益金の使途も議論されています。

このとき提出された収支試算は、23年11月、一部の駐車場での3日間の調査を根拠に行われたことが、25年9月の建設委員会でも明らかになっています。

行為者は、この収支試算をもとに、設計委託費等7,139千円、プレハブ料金所設置工事費16,560千円、防犯カメラ設置工事費10,615千円、レジ購入費13,570千円、小計47,884千円を直接に投資しました。案内の看板・標識設置、ライン引き直し等は公園整備費にとけこみ分別できませんが、1,000万円ではきかないと思われ、設備投資の合計は6,000万円を上回るものと思われまます。

現時点は投資から1年以上経過していますので措置を請求することはできませんが、回収不能な不良資産として現存している点で、措置請求の対象となりうると考えます。

行為者が試算の根拠として設定した料金表は、最初の1時間30分無料、1時間を超え2時間まで50円、2時間を超えると150円、以下30分ごとに50円、1日最大800円というものです。普通に商売をした人なら誰でも「2時間以内、できれば1時間30分以内に出る」という消費者行動を予想します。この料金体系は、消費者心理を無視したお役所仕事の典型です。この料金表にこだわって、本来儲かる駐車場を、わざわざ赤字にしているのは不当な管理であり、行為者は制度の根幹を揺るがしています。

この不当な管理によって、24年度に1,000万円、25年度上期に3,000万円の赤字がすでに生じ、25年度下期の赤字を900万円に抑えても通期では3,900万円の赤字になります。

26年度以降は毎年赤字少なくとも1,800万円が続くわけで、24～28年度の5年間で見ると1億200万円の赤字になります。これに回収不能の設備投資約6,000万円をオンすれば合計1億6,000万円以上の損害となります。本来儲かる駐車場をわざわざ赤字にし、市に損害を与えているのは不当です。

私ども料金徴収事務従事者は、長年の経営体験から、消費者心理を無視した料金設定では「無料の客ばかり。赤字は必至」と最初から思いました。事実、情報公開頂いた薬師池4駐車場の1～7月101, 323台のうち1時間30分以内（無料）が71.4%、2時間以内（50円）が12.9%で、2時間以上は15.3%でした。その後の情報公開で、全ての駐車場の収入票と経費内訳をお示し頂きました。有料運動施設のある公園は長時間駐車が多く、全てが薬師池のようではありませんが、合計でも無料62%、50円11%、2時間以上27%でした。

それでも私たちは、「高齢者を働かせれば自己管理で医療費、介護費が減る」のも善政と感謝して働いてきましたが、赤字を理由に職場を奪われ何らの代償措置もないのは不当と考えます。

駐車場料金問題の本質は、執行部が①不十分な調査をもとに ②お客さまの心理を無視した料金を設定し ③ありえない収支試算をもとに設備投資を行い ④シルバー人材センターに百名近い労務提供を依頼し ⑤運営を開始した結果、予想通りの赤字を生じ、⑥叱られた結果、従事者へのしわ寄せでその場逃れを図ったが、⑦黒字化、設備投資回収の目途は立たないことにあります。

請求者は、次の理由により、世間の常識に沿った料金体系の設定により、黒字化を図り公園活性化の財源とするよう求めます。また、シルバー人材センターに対する信義を守り、必要な代償措置を講じるよう求めます。

- ① 頭からいくらというのが世間の常識で、多くのお客さまは入り口で小銭を用意しておられます。近隣でも「こどもの国」の入場料900円は論外としても、量販店付属を除けば、公的駐車場で無料時間帯があるものは少ないと思われまます。
- ② 公園駐車場のお客さまは、市民主体でも、公園利用客専用でもありません。市民の税金で外部のお客さまに便宜を図ることは不当です。

1年間の従事中に常時入り口でナンバーを見ていますが、多摩ナンバー（隣接市も多摩ナンバーです）4割、近隣ナンバー（横浜、川崎、相模、湘南、八王子など）5割、県外ナンバー1割で、とくに桜・牡丹の時期や春・秋の連休中は遠隔地ナンバーも目立ちました。

また、近隣に有料駐車場もないので、私学の運動会では品川ナンバーで一杯になり、地域の球技大会でも何度も満車になりました。帰省客の夜明かしもありました。

- ③ 試算した結果、2時間まで200円、以降30分ごとに50円、最大900円という料金表を設定すれば、確実に黒字となり、公園活性化の財源も生まれます。犬の散歩などで繰り返し利用される市民もおられますが、そのような場合は住所確認のうえ次回200円の優待券を差し上げればいいと考えます。

## 2 請求者 (略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙資料を添えて、必要な措置を要求します。

平成26年1月17日

町田市監査委員様

(注) 以上、原文のまま掲載。

#### 事実証明書

資料1 請求人が作成し市議会議員に送付した文書

資料2 鶴間公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、忠生公園駐車場、日向山公園駐車場、薬師池公園駐車場、野津田公園駐車場、相原中央公園駐車場及び小野路公園駐車場のGT合計

資料3 薬師池有料駐車場4か所(東1、2、北1、2)の、平成24年12月から平成25年7月の、日計・月計GTリスト

資料4

- ・野津田公園内駐車場有料化業務報告書【上半期】2013年4月～9月
- ・直営公園駐車場料金売上(2012年12月分～2013年9月分)
- ・H25年度公園駐車場料金徴収等業務時間一覧表(薬師池・芹ヶ谷、忠生)

資料5

- ・2012年度業務実施報告書の提出について(相原中央公園内駐車場有料化業務報告書)
- ・2012年度業務実施報告書の提出について(野津田公園内駐車場有料化業務報告書)
- ・2012年度業務実施報告書の提出について(町田中央公園グループ公園内駐車場有料化業務報告書)
- ・2012年度業務実施報告書の提出について(小野路公園グループ公園内駐車場有料化業務報告書)
- ・2013年度業務実施報告書の提出について(相原中央公園内駐車場有料化業務報告書)
- ・2013年度上半期駐車場業務報告書(町田中央公園グループ)
- ・2013年度上半期駐車場業務報告書(小野路公園グループ)
- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書(12月から3月分)
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書(12月から3月分)
- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書(4月分)
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書(4月分)
- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書(5月分)
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書(5月分)
- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書(6月分)
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書(6月分)
- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書(7月分)
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書(7月分)



- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書（8月分）
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書（8月分）
- ・町田市立公園駐車場料金徴収等業務委託料の請求書（9月分）
- ・町田市立公園駐車場料金回収等業務委託料の請求書（9月分）